

新保管第 1014 号  
平成 26 年 6 月 10 日

公益社団法人新潟県薬剤師会長様  
一般社団法人新潟市薬剤師会長様  
一般社団法人新潟県医薬品登録販売者協会会長様

新潟市保健所長

新潟市長が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために  
必要な設備の指定について（通知）

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 8 号）による改正後の薬局等構造設備規則第 1 条第 1 項第 15 号及び第 2 条第 1 項第 12 号において、薬局及び店舗販売業の店舗の構造設備の基準に、営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合には、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えていることが加えられました。

今般、新潟市長が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を、下記のとおり定めることとしましたので、御了知の上、適切な構造設備で特定販売が行われるよう、貴会員に周知願います。

記

次に掲げる設備の全てを備えていること。

- ア 画像を撮影するためのデジタルカメラ等（人の顔を識別できる程度の解像度を有しないものを除く。）
- イ 撮影した画像を電子メールで送信するためのパソコン、インターネット回線等
- ウ 固定電話機及び固定電話回線（電話をかけると自動転送を行うものを除く。）

担当  
新潟市保健所保健管理課  
薬事指導係 佐藤  
電話：025(212)8189  
FAX：025(246)5672

